

ACUITY **LAW**

**DISPUTES**  
**NEWSLETTER**

**January-March 2022**

[acuitylaw.co.in](http://acuitylaw.co.in)

## Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

### 「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

### 「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

*The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause*

## INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年1月から3月までの間の四半期における、仲裁紛争の動向に関する最新情報についてまとめました。インド最高裁判所および各高等裁判所が下した重要な判決は、以下のとおりです。

### ORDERS PASSED BY THE SUPREME COURT OF INDIA (SC)

#### 1) AN AWARD CANNOT BE REMITTED TO THE ARBITRATOR IF NO FINDINGS ON THE CONTENTIOUS ISSUES ARE ADDRESSED IN THE AWARD

**Matter:** *I-Pay Clearing Services Pvt. Ltd. v. ICICI Bank Ltd.*

**Order dated:** 03 January 2022

#### Summary:

I-Pay Clearing Services Pvt. Ltd. (以下「**I-Pay**」) と ICICI Bank Ltd. (以下「**ICICI**」) は、HTC のスマートカードベースのポイントプログラムのソフトウェア技術および管理・運営を提供する契約を締結していました。その後、ICICI がその理由を述べることなく突然契約を終了したため、当事者間で紛争が生じ、I-Pay は仲裁を申し立てました。仲裁廷は、当事者間で満足の行く合意が得られていないという理由で、I-Pay に有利な裁定を下しました。しかし、仲裁廷はその裁定を支持する十分な理由を示しませんでした。ICICI はこれを不服として、ボンベイ HC に裁定を無効とするよう申請を出しました。当該申請の審理中、I-Pay もまた、3 ヶ月の手続き延期と、問題の再検討を求める申請を行いました。I-Pay は、理由の欠如やギャップは「修復可能な欠陥」であり、仲裁廷は欠陥を是正しギャップを埋めるために手続きを再開するよう指示され得ると主張しました。I-Pay の申請は HC によって却下され、SC にて争われました。

SC における争点は、特定の問題に関する裁定結果に理由が付されていない場合、これを仲裁廷に委ねることができるか否か、という点にありました。SC は、1996 年仲裁調停法 (以下「**仲裁法**」) の規定が同一の仲裁廷での再審議を認めているのは、仲裁判断において既になされた所見に対する理由を記録するか、仲裁判断における理由のギャップを埋めるためにのみ利用できることを指摘しました。SC は、この背後にある意図は、裁定を無効にしないための「治癒的代替手段」であり、裁定に既に記録された所見に対して追加の理由のみを証明することができるのに対し、既に結論付けられた所見は、寛解の規定を装って変更したりすることはできない、との見解を示しました。

SC は、当事者間の「合意と満足」を証明するために仲裁廷に提出された特定の関連する書簡や証拠が考慮されておらず、このようなアプローチは本質的に patent illegality に相当する、としました。裁定における当該側面は、司法的思考の適用を必要とし、裁判所が検討すべきものであるとして、I-Pay の申請を却下した HC の命令を支持しました。

## 2) COURT SHOULD NOT INTERFERE AT PRE-APPOINTMENT STAGE OF ARBITRATION FOR INSUFFICIENCY OF STAMP DUTY

**Matter:** *Intercontinental Hotels Group (India) Pvt. Ltd. & Anr. v. Waterline Hotels Pvt. Ltd.*

**Order dated:** 25 January 2022

### Summary:

Waterline Hotels Pvt. (以下「**Waterline**」)は、Intercontinental Hotels Group (India) Pvt.Ltd. および Intercontinental Hotels Group (Asia-Pacific) Pvt.Ltd. (以下「**Intercontinental**」)と契約を締結していました。Waterline と Intercontinental の間で紛争が発生したため、Waterline は契約書の仲裁条項を行使しました。Intercontinental は、Waterline が仲裁人の任命を拒否したことを不服とし、仲裁人の任命を求めて仲裁法に基づく申立てを SC に提出しました。これに対し、Waterline は、仲裁条項を含む契約書は押印がなされていない文書であるため、これを押収し、該当する印紙税や罰金を支払わない限り、当該文書に依拠または行動することはできないとして、異議を申し立てました。

SC における争点は、契約書の押印が不十分であった場合の仲裁合意が機能するか否かにありました。当該問題は、これまでの相反する判決の存在により、大法廷での明確化が求められていました。SC は、裁判所は、仲裁法の下での仲裁廷の任命に関して非常に限られた管轄権を有しており、仲裁合意の存在に関する問題の検討に限定される、としました。紛争の仲裁可能性や仲裁合意の有効性の問題は、仲裁廷によって裁かれるべき事項です。また、仲裁問題を扱う際の時間的な制約を考慮すると、任命前の段階のすべての問題をより大きな法廷が解決するまで放置することはできないとして、押印されていないまたは押印が不十分な契約に基づいて仲裁廷を任命する際の裁判所の管轄について大法廷が決定するまでは、問題が明らかにデッドウッドの存在を示す場合を除き、裁判所は仲裁を継続すべきである、としました。

結果として、押印されていないまたは押印が不十分な契約に含まれる仲裁条項の強制力について、SC は、仲裁法に基づく仲裁人選任の申し立てを審理する裁判所は、契約書上の印紙税の充足性について判断することはできず、これは後の段階の仲裁法廷にて決定されるべきである、と判示しました。

### 3) HIGH COURTS SHOULD SHOW JUDICIAL RESTRAINT IN INTERFERING WITH TENDER PROCESS OF FOREIGN FUNDED PROJECTS

**Matter:** *National High Speed Rail Corporation Ltd v. Montecarlo Ltd & Anr.*

**Order dated:** 31 January 2022

#### **Summary:**

National High Speed Rail Corporation Ltd (以下 **NHSRCL**) は、Mumbai-Ahmedabad High Speed Rail (以下**プロジェクト**) の建設に関する入札を実施しました。当該入札において、Montecarlo Limited (以下「**Montecarlo**」) が提出した入札が不成立とされました。Montecarlo は、入札不成立の理由を求めたところ、NHSRCL から「要件に対応していない」との回答を受け取りました。これを受け、NHSRCL はデリーHC に民事訴訟を提起しました。デリーHC は Montecarlo の入札拒否を無効とし、NHSRCL に入札の再検討を指示しました。

当該デリーHC の判決は、SC でも争われました。SC での争点は、NHSRCL に対する悪意や好意に関する具体的な主張がない中で、デリーHC が入札プロセスに干渉したことが正当であったか否かという点にありました。SC は、本プロジェクトは、日本とインドの政府間の覚書に基づき、全額外国資金で賄われる国家プロジェクトであることに着目しました。本プロジェクトのため、日本の国際協力機構 (以下「**JICA**」) から 1 兆ルピーの融資が行われました。SC は、入札は JICA の国際ガイドラインに従って日本国際コンサルタント・コンソーシアム (以下「**JICC**」) によって評価されており、Montecarlo の入札は入札書類の条件から大きく逸脱しているため、著しく応答性が悪いという判断を下していたことが確認されており、当該判断については、JICA も承認していました。

SC は、JICA、JICC、NHSRCL は、Montecarlo の入札は入札要件に対して応答できておらず、書類も適合していないということ意識的に判断した、との見解を示しました。JICA と JICC の勧告に従って行動し、技術入札評価報告書に依拠して Montecarlo の入札を拒否した NHSRCL の行為は公平なものでした。また、Montecarlo は、透明で公平かつ非恣意的である契約上のガイドラインに基づいて行われた入札の評価から逸脱する権限は有さないとして、入札拒否はデリーHC の審議対象とはなり得ず、外国資金による契約/プロジェクトにおける司法審査の範囲は、その行為が悪意/好意等による理由であった場合に限定されるべきであるとの見解を示しました。

すなわち、SC はデリーHC の決定を破棄し、入札プロセス、特に国家的重要性を持つ全額外国資金による契約に異議を唱える書面請願を扱う際は、司法的抑制を行うべきであると強調しました。

#### 4) AN AWARD IS PATENTLY ILLEGAL IF THE ARBITRAL TRIBUNAL FAILS TO ACT IN TERMS OF THE CONTRACT

**Matter:** *Indian Oil Corporation v. Shree Ganesh Petroleum Rajgurunagar*

**Order dated:** 01 February 2022

##### **Summary:**

Indian Oil Corporation (以下「**Indian Oil**」) は、Shree Ganesh Petroleum (以下「**Shree Ganesh**」) から、同社の石油製品を販売する小売店を設立するため、リース契約に基づいて土地を借りていました。リース契約は 29 年間で、その後は双方の合意による更新が予定されていました。Indian Oil は Shree Ganesh と販売店契約を締結し、Shree Ganesh は Indian Oil の小売店の販売店として指名されました。販売店契約は 15 年間有効であり、その後、どちらかが 3 ヶ月前に通知して解約するまで、1 年ずつ連続して継続する予定でした。2008 年、Indian Oil は、ガソリン販売店の機能に異常があることに気づき、Shree Ganesh の販売契約を解除し、土地の明け渡しを要求しました。Shree Ganesh は、販売店契約に基づき、仲裁を申し立てました。

Shree Ganesh は、販売店契約の解除無効化を求める代わりに、土地のリース料を 1,750 ルピーから 35,000 ルピーに引き上げ、3 年ごとに 20% ずつ引き上げる旨のリース契約の修正を要求しました。仲裁廷は、リース料の 10,000 ルピーへの引き上げ、および 3 年ごとの 10% ずつの引き上げを指示しました。当該仲裁廷の命令に対する控訴審を行った地方裁判所は、契約条件が完全に不利であるか、重大な不公正を引き起こす可能性がある場合、司法裁判所だけでなく仲裁人によっても審理されうるという理由で、仲裁廷が家賃を引き上げたことに問題はなかった、としました。仲裁廷の命令に一定の変更を加えた地方裁判所の命令はボンベイ HC にて争われ、地方裁判所には裁定に干渉する余地はない、とされました。その後、当該ボンベイ HC の命令に対して上訴が行われ、SC にて審議されました。

SC は、Shree Ganesh はリース契約とは別の販売店契約の仲裁条項を発動しており、販売店契約の下任命された仲裁廷は、リース契約に関する紛争を裁く権限は有さない、としました。リース料を引き上げるとする仲裁廷の決定は、明らかに販売店契約の範囲を超えており、無効とされるべきものです。さらに、SC は、仲裁廷または裁判所は、当事者間で締結された有効な契約条件を変更することはできず、これを無視して下された裁定は公共の利益に反する、としました。

#### 5) CONSENT DECREE CANNOT BE MODIFIED UNLESS MISTAKE IS PATENT OR OBVIOUS

**Matter:** *Ajanta LLP v. Casio Keisanki Kabushiki Kaisha d/b/a Casio Computer Co. Ltd.*

**Order dated:** 04 February 2022

**Summary:**

カシオ計算機株式会社（以下「Casio」）は、Ajanta LLP（以下「Ajanta」）が同社の科学計算機の登録デザインを不正に模倣し、科学計算機「ORPAT」を製造・販売していると主張していました。Casio は、Ajanta に対し、同社の科学計算機の製造、輸入、販売、広告、宣伝、販売の申し出、販売、輸出、および/または使用を永久的に差し止めるよう求めて提訴しました。

Casio は、デリーHC に対し、Ajanta が Casio の電卓モデル「CASIO FX-991ES PLUS」の登録意匠の独創的で新規的要素を逐一模倣しており、同一の電卓モデル「ORPAT FX-991ES PLUS」を廉価で販売していることを理由に提訴しました。デリーHC は暫定的な停止命令を出しましたが、その後、当事者間で和解が成立し、和解合意に基づき訴訟を裁決しました。Casio は、和解契約は商標「FX-991ES PLUS」/「FX-991」のみに関連するものであり、和解契約における商標の「FX-991ES PLUS/FX/991」という不注意な誤植があったと主張して、判決の訂正を求める申請を行いました。しかし、HC は当該申請を却下したため、SC に上訴が行われました。

提出書類の検討の結果、SC は、当事者間で予想される誤解は、和解契約において「FX」または「991」を別のマークとして使用することに関するものであった、と指摘しました。Ajanta 側の和解契約の最終案が Casio 側の代理人に伝えられ、その中で、Ajanta は、いかなる方法においても、Casio の「FX」のデザインを取り入れた商品を採用、製造、販売、提供、広告、宣伝、使用しないことを約束すると明確に記述されました。Ajanta は、Casio の「FX-991ES PLUS」または商標「FX」/「991」またはそのパッケージのデザインを取り入れた商品、またはパッケージと同一、詐欺的、または紛らわしい類似のパッケージを採用/製造/販売/提供/広告/宣伝/いかなる方法でも使用しないことを約束し、当事者間で和解契約が締結されました。SC は、同意判決は、誤りが明らかであるか、同意が詐欺または不実表示によって無効とされない限り、修正や変更を行うことはできない、と判示しました。SC は、今回のケースでは、Ajanta や Casio の側に詐欺や不実表示などの主張は存在せず、誤解による和解契約の締結の際に誤りがあったという Casio の主張には同意できないとして、HC の命令を支持しました。

**6) APPLICATION FOR THE APPOINTMENT OF AN ARBITRATOR CANNOT BE MOVED IN A HIGH COURT IRRESPECTIVE OF ITS TERRITORIAL JURISDICTION**

**Matter:** *Ravi Ranjan Developers Pvt. Ltd. v. Aditya Kumar Chatterjee.*

**Order dated:** 24 March 2022



**Summary:**

Ravi Ranjan Developers Pvt. (以下「**RR Developers**」) と Aditya Kumar Chhatterjee (以下「**Chhaterjee**」) は、ビハール州にある不動産の開発に関する開発契約を締結していました。ビハール州で締結され、登記された開発契約には、起因する当事者間のすべての紛争は、仲裁法の規定に基づく仲裁に付託され、当該仲裁廷の所在地はコルカタとする、という仲裁条項が含まれていました。その後開発契約に関連して相違や紛争が生じ、当事者間で各種手続きが行われ、最終的に Chatterjee はコルカタ HC に仲裁人の選任を求める請願を提出しました。当該申請に対し、RR Developers は、訴因の一部はコルカタ HC の管轄区域内で生じていないとして、管轄区域に関して異議を唱えました。一方、Chhaterjee は、開発契約はビハール州で締結されており、対象不動産はコルカタ HC の管轄外にあるが、当事者は当該開発契約に含まれる仲裁合意においてコルカタ HC の管轄に服することに合意しているため、訴訟を審理する管轄権を有すると主張しました。

SC における争点は、コルカタ HC が、Chhaterjee の申請を受理し、仲裁人を任命する管轄権を有するか否かにありました。SC は、開発契約はコルカタ HC の管轄外で締結、登録されたことが認められ、ビハール州の不動産の開発に関するものであり、これもコルカタ HC の管轄外であることを確認しました。さらに、両当事者ともコルカタ HC の管轄区域内では事業を行っていません。SC は、コルカタ HC の所在地が Calcutta (Kolkata) にあることを理由として、仲裁人を任命する領域的管轄権を有するという、Chhaterjee の主張を退け、Calcutta (Kolkata) は仲裁裁判の「開催地」であることのみを意図している、と指摘しました。SC はまた、それ以前に、Chhaterjee 自身が、仲裁法に基づく暫定的な保護をビハール州 Muzaffarpur の地方裁判所に申し立てたため、当事者がコルカタ HC に専属管轄権を与えることに合意したと主張することはできない、としました。したがって、SC は、コルカタ HC は仲裁人を任命する管轄権は有さないとして HC の命令を破棄し、新たな仲裁人を任命しました。

**ORDERS PASSED BY THE HIGH COURTS (HC)****7) BOMBAY HIGH COURT ALLOWS THE APPOINTMENT OF ARBITRATOR ON THE BASIS OF A PHOTOCOPY OF AN INSUFFICIENTLY STAMPED AGREEMENT**

**Matter:** *Pigments & Allied v. Carboline India Pvt. Ltd. & Anr.*

**Order date:** 28 February 2022

**Summary:**

Pigments & Allied (以下「**P&A**」)、Carboline India Pvt. Ltd. (以下「**Carboline**」)、Octamec Engineering Pvt. Ltd. (以下「**Octamec**」) は、P&A が建設やメンテナンスを含む特定の作



業を行うとする三者間契約を締結していました。Carboline と Octamec が仲裁廷を構成する仲裁人の任命を拒否したため、P&A は、仲裁法に基づく形で仲裁人の任命を求める請願を HC に提出しました。

本事案では、当事者は三者間契約および仲裁条項の存在に異議を唱えていません。Octamec は、文書の写しは 1958 年マハラシュトラ印紙法に基づく「文書」ではなく、押収されることはない、と主張しました。HC における争点は、原本を紛失し、押印が不十分な契約書の写しに基づいて、仲裁人を任命することができるか否か、ということでした。

HC は、仲裁法のスキームに照らして 1958 年マハラシュトラ印紙法の関連規定を分析した結果、仲裁は迅速なメカニズムとして考案されており、仲裁廷を任命する目的であっても、契約書に印紙税を支払うべきか否かの判断を待つことは、仲裁の目的そのものを反故にすることになるとしました。また、当事者が仲裁条項を含む実質的な契約の締結と存在を認めた場合、原契約が入手できないからといって、裁判所が仲裁廷を選任することを妨げることはないと明言しています。したがって、HC は、仲裁人の選任を進め、押印の不備や原契約の不存在に関する諸問題は、仲裁廷にて検討するよう指示しました。

**Our co-ordinates:**

**Mumbai**

506 Marathon Icon  
Off Ganpatrao Kadam Marg  
Lower Parel, Mumbai – 400013

**Email:** [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in)